

山陽小野田
市議会

市議会の正常化を求める市民の会



結成のご案内

■森山問題に端を発した市議会の混乱……

議会に提出した市民の請求が3日後に取り下げられた。
議長会派が「森山議員を守る」決定、議会内の多数派工作。
政倫審の請求が次々に連発され政倫審設置を強行。
個人攻撃のビラが厚狭の街中に配布される。
議長への議会運営改善の要望が無視され続け……。
議会活動が裁判沙汰になる異常事態に。

■次々に起こる市議会の異常事態に議長は静観

なぜか議長は議会の正常化ではなく、自分の会派のメンバー擁護のために動いているようにしか見えない。ここに異常が……。

■森山問題の真相を究明し、市議会の異常を正す

いまの事態を議会任せにして放置・静観しては、事態の改善はできないし、このままでは議会制度は死んでしまいます。
「森山問題」の真相を究明し、市議会を正常化させるために市民の会を結成しますので、ぜひご参加ください。

日時

10月2日(日)

午後3時より

会場

厚狭複合施設 2階

●私たちが市議会の現状をお話します。

市議会議員 矢田松夫、中島好人、山田伸幸

市議会の正常化を求める市民の会 (仮)

連絡先 市内西山 矢田松夫宅 ☎ 090-8997-4164

西善寺自治会の不正経理に端を発した森山議員の数々の疑惑。

積立金 664 万円や一般会計の不正疑惑を記事にせず、善良な市民をだました黒幕は「矢田議員」と、一方的に誹謗中傷したビラを山陽町内配布。このビラ（怪文書）を証拠とし、全会一致で矢田議員を懲罰にかける創政会（中岡・伊場・宮本議員）。矢田『私は、西善寺自治会長（当時・森山氏）の不正経理は、自治会内で議論すればいいが、事が市議会議員が手に染めた不正経理疑惑だからこそ、議会内で審査すべき責務があると立ち上がりましたが、残念ながら、部外者がビラを配り、議会内で森山議員を守る行動が・・・だからこそ、今、議会での動き、不正疑惑、矢田への攻撃など、すべての真実を明らかにするために、一人でも多くの市民の皆さんにお集まりいただく集会を開催します。』矢田からのお願いです。

▼10月2日（日）午後3時～「厚狭地区複合施設」2階

「市議会の正常化を求める市民の会」(仮称)

2022年10月2日

政治倫理審査会設置について (中島)

- ▼経過については、矢田松夫議員 資料1
- ▼何が問題か
- ▼地元からの真相を求めたチラシ①

① [REDACTED]を中心に政倫審設置の署名が開始される

8月22日、自治会長が180名の署名と共に「政倫審調査請求書」②提出。

②森山義久議員が所属する会派創政会が森山義久議員を呼んで話を聞く。

- ▼ギャンブル
- ▼借金
- ▼夜間警備

その結果【森山義久議員を守る立場に立つ】⇒会派室に「森山議員を守る」

③「政経フォーラム21」樋口 晋也が森山を守る立場に立つと同時に矢田松夫議員攻撃を始める。

- ▼8月25日 自治会長宅に1時間半にわたり、請求書の取下げを働きかける。

- ▼8月26日 の朝にも自治会長宅に訪問

④8月26日 に自治会長は、「政倫審調査請求書」を取り下げる。

⑤樋口 晋也は、二日後の28日から矢田松夫議員攻撃のチラシ

「政経ジャーナル」③を市内に配布し始める。

⑥8月29日、日本共産党市会議員団は高松議長に「政倫審請求の取下げをめぐり一連の事態について」④を提出し「明るいまち」で公表した。

⑦同日、矢田松夫議員を筆頭に中島、山田議員3名で、180名の意思を継いで真相を明らかにしようと容疑を疑惑に変えて同じ内容で

調査請求書⑤を提出。

⑧8月30日、森山議員、高松議長が所属する会派創政会から

中岡、伊場、宮本議員3名から矢田松夫議員を対象とした

「政倫審調査請求書」⑥が提出される。

⑨9月7日、私たち3名は、高松議長に対して「矢田松夫議員を対象とした

「政倫審調査請求書」は、体を成すものではない申し入れ書を⑦提出。

- ▼請願、陳情は、全て署名、押印した市民の自己責任
- ▼今後は、誰が書いたのかまで審議されることになる。
- ▼しかも証明する書類は、住所も連絡先も記載していな

い出所がハッキリしない怪文書です。

⑩9月12日、二つの政治倫理調査審議会が設置される。「明るいまち」⑧

⑪10月3日、10時から政治倫理調査審議会が開催される。

森山議員、引き続いて矢田議員の審査が行われる

▼この日は、どんな手順で行うかが話し合われる。

伊場議員の会長職の辞任を求める。改めて正副の選挙を

▼矢田議員のは、取り扱うべきものでないことを主張

こうした議会状況とは別に日本共産党攻撃が

1, 9月1日、樋口 晋也は、日本共産党市会議員団が議長に提出した

「政倫審請求の取下げをめぐる一連の事態について」に対して

「公開質問状」⑨を出してくる。

2, 9月20日、日本共産党市会議員団は、「公開質問状」への回答⑩する。

3, 同日、樋口 晋也は、宇部にある共産党本部事務所に電話

▼「中島、山田両議員を名誉棄損で訴えろと通告。

▼ また、除名して欲しいとも言う。

こうした事態を招いている原因は、高松議長が修復に動くのではなく

静観し続けていることにあります。

このことは、

高松議長、森山議員が所属する最大会派創政会9人の多数派工作を思うが
ままにさせていることにあります。

また、矢田松夫議員が委員長をしている「広聴委員会」においても、

議会モニターの樋口 晋也氏は、

8月29日、高松議長に「市議会モニターの進退について」⑪

矢田議員は市民をだます蛮行を行っているとした内容の申し入れを行
うなどで矢田議員への攻撃が行われています。

私たちが、今日の集会をもった目的は、

矢田議員を支援すると共に、市民の手による議会改革が必要となっているこ
とです。

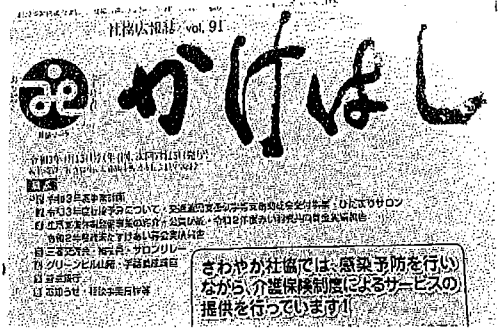
「市議会の正常化を求める市民の会」の立ち上げがどうしても必要です。

呼びかけ人の一人 中島 好人

疑惑 (犯罪) のデパートです。

市議会議員 (前自治会長) は公人であれば
なぜ? <<説明責任>>を果たさないのか!!

【令和2年度決算書】一部抜粋・・・【令和3年度は調査中】



【かけはし】は社協広報誌で全戸配布されていますが、No.91号 (赤い羽根募金) No.92号 (社協会費) では、納入一覧表を自治会別に記載しています。が、残念ながら「西善寺自治会」名はありません。日赤募金 (市役所窓口) の納入も、令和2年度の納入はありません。また、小規模土木工事費の領収書は、(283,800円と記載され、支出額とは2倍の差額があります。しかし、いづれも、「関係帳簿類、伝票類、貯金通帳」適正に処理かつ記載されていることを認めます。(令和3年3月6日)と監査報告書に記載され、総会で認められています。

私たちに、「疑惑」の
事実を語って下さい。

「不正」のチャンピオンは 通帳記帳だ! 年金・生活費・家のローン・養育費
みんな切り詰めて 円払ったのに『どこに隠したか?』説明しろ!!

8月28日(日)西善寺自治会へ全戸配布された「政経ジャーナル」チラシ。それ以降、本町・殿町・下津・成松・鴨庄・寝太郎・出合他町内へ配布され続けているが、内容は「森山自治会長」(市議会議員)時代に発生した、自治会不正経理疑惑について事実を表記せず、諸悪の根源・黒幕は「矢田松夫」市議会議員であり、善良な市民を陰で操っていると、悪意に満ちた記事一色で掲載されている。

チラシは何を求めているのか?森山議員への支援、善良なM氏への甘いさやき。しかし、すべては、矢田が悪い!に終始していると読者は言う。 ■矢田松夫:鴨庄464-4 (090・8997・4164)

▼怪文書とは・・・信ぴょう性および発行者が不明な状態で、出回る事実上の匿名の文書。内容的には、特定の組織・個人などに関する誹謗中傷もしくは、一方的な主張を述べるもの。内容になっている。

▼政経ジャーナルでは・・・住所・電話番号等連絡先が記載されていない。

▲注目の字句は・・・

◎「横領」他人の物を自分のものにすること。

・会計係より現金を受領しているが、領収書は多数不明。3年間合計 [REDACTED] 円の公会堂建設積立金「公金」を、通帳に入れず自宅に保管(森山談)

◎「容疑」罪を犯した疑いがあること。

・いまだに出金した「領収書」を示さず、横領の事実・真実を語れない。だから「罪」を犯した疑いがある。

令和4年8月29日

山陽小野田市議会議員 櫻

山陽小野田市議会議員 矢田松夫
 請求者 山陽小野田市議会議員 中島好人
 山陽小野田市議会議員 小田伸幸
 (議員定数の8分の1以上の議員の連署)

調査請求書

山陽小野田市議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づき、次のとおり調査を請求します。

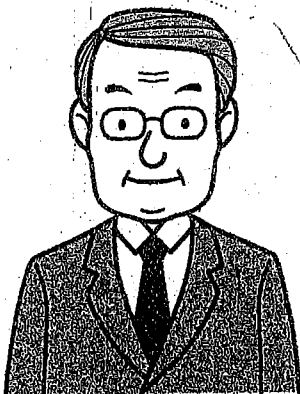
調査請求の対象となる議員の氏名	森山喜久議員
調査請求の対象となる事由の該当事項	山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第1号
調査請求の対象となる事由の内容	1. 自治会長在職中に不適切な会計処理疑惑 ①公会堂建設積立金 [REDACTED] 円を、指摘されるまで通帳に入金していない ②令和2年度一般会計虚偽記載 ③令和2年度一般会計通帳残高疑惑
調査請求の対象となる事由を証する資料の名称(資料は別添のとうり)	1. 西善寺自治会公会堂建設積立金JA通帳 2. 令和2年度西善寺自治会決算報告書 3. 令和2年度西善寺自治会出入金記録 4. 森山議員弁解チラシ

(注) 請求代表者は、白署し、押印すること

すべては [REDACTED] 通帳から事件は始まった!!

1. 何故?元年からの積立金が記帳されていないのか
2. 何故?3/13 総会に通帳を開示出来なかったのか
3. 何故?入金もないのに [REDACTED] 円の利息が付いたのか

自治会長の不正経理であれば、地元で追及すればいいが、公人・議員であれば「市議会」の責務として疑惑を正さなければならないのは当然です。



・・・不特定多数に配布した「怪文書」を、矢田松夫議員の弾圧に証する資料とした「中岡・伊場・宮本」議員。*内容は裏面参照。どちらも真実を訴える「資料」に値するかは市民の判断です。

・・・私たち3名が出した内容*上記と比較すれば答え(正誤)が出ます。



昭和4年10月30日

山陽小野田市議会

議長 高松 秀 樹 様

山陽小野田市議会議員

中田 英二 (印)

請求者

山陽小野田市議会議員

伊場 勇 (印)

山陽小野田市議会議員

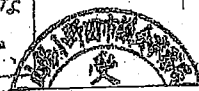
宮本 政志 (印)

(議員定数の8分の1以上の議員の連署)

調 査 請 求 書

山陽小野田市議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づき、次のとおり調査を請求します。

調査請求の対象となる議員の氏名	矢 田 松 夫
調査請求の対象となる事由の該当条項	山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第1号
調査請求の対象となる事由の内容	<p>1 矢田議員は、議会の制度を知らない市民を利用し、議会の名誉を損ねたこと。我々が議員として関わる時にその記載事項や内容について市民に説明をして納得の上で提出することが求められていることは言うまでもない。まさに政治倫理の問題であること。</p> <p>2 申請書の横領違反容疑という文言を市民が発したかのような表現により、その市民の人格が疑われることとなったこと。</p> <p>3 矢田議員は政治倫理審査会がどのような機関であるか認識しているにもかかわらず、</p>
	<p>さも市民が元々求めていた金員の返金の実現できるかのように虚偽の説明をしたことは、その目的が何であれ市民を騙す行為であり政治家として許されないこと。</p> <p>4 矢田議員は、議会の制度を知らない市民を利用することにより同僚議員の名誉を損ねたこと。このことは提出者である市民が審査会の申請書を取り下げたことを鑑みれば、求めていた内容と違うことの証明であり、そのことによって議員の名誉を傷つけたこと。</p>
調査請求の対象となる事由を証する資料の名称(資料は別添のとおり)	市内の政治団体により制作された意見広告



(注) 請求者は、自署し、押印すること

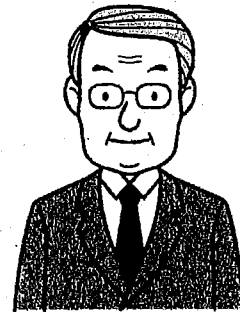
ご多忙の中、本集会にご参加いただき感謝を申し上げます。

森山喜久市議会議員（西善寺自治会長時代）の不正経理疑惑に端を発した事件は、自治会内の不正疑惑追及から、市議会での政治倫理審査会設置、さらには旧山陽町内に特定議員を対象にした「怪文書」配布へと混迷化しています。

どれも、市議会が市民の側に立った「正常な議会運営」を確立できない弱さが根底にあり、象徴すべきことは、疑惑の議員を擁護する体質が如実に現れています。だからこそ、私たちは、市民の会を立ち上げたのです。

市議会の正常化を求める市民の会

- 1, 開会のあいさつ(司会者)
- 2, 西善寺自治会不正経理疑惑(矢田議員)
- 3, 政治倫理審査会設置の裏表(中島議員)
- 4, 議長と創政会のつながり (山田議員)
- 5, 意見交換会
- 6, 結成総会<<目的&活動方針>>



= 市民の会活動指針 =

■森山事件の究明と真に市民の為の市議会を取り戻す活動をします。

説明責任を果たせ

- ①会として市議会議長へ正常化を求める申し入れ書提出
- ②会として議会と事件の「市民」へヒラ配布
- ③会として市民集会を開催する

領 収 書

様
 但 地区小規模工事(水路補修)代金として
 上記の通り正に領収致しました

収入	243,000	231,000	町・創縁会
支出	30,000	29,000	会報4件 出費
工事費	0	470,800	小規模土木工
予備費	489,000	0	
合計	1,547,000	1,346,937	
収入	1,863,712 円		
支出	1,346,937 円		
繰越金	516,775 円		

今年3年度への繰越金
 町議会(公会堂建設・道路・側溝補修対策の積立)

政経ジャーナル

森山議員への政治倫理審査会請求の真実

令和4年8月22日、**〇〇**氏から議長宛に市議会政治倫理条例による調査請求書が提出されました。その調査請求の内容は森山喜久議員による「業務上横領違反容疑」ということでした。

本会、政経フォーラム21がこの件を取材するに至った理由は以下によることからです。

- 1、現職議員の横領事件が事実であれば決して許されることではないこと。
 - 2、マスコミから森山議員の横領事件の捜査が警察によって行われているという報道もない中で、何故「横領」という容疑者のような扱いの表現になっているのかということ。
 - 3、事実だとすればまさに刑事事件であり、捜査当局の役割となるところであるはずが議会に対しての調査依頼というよくわからない取り扱いをしていること。
- このことから当事者の2人、上記の**〇〇**氏と森山氏への取材を取行した。

まず**〇〇**氏を訪ね取材した。ポイントは森山氏が自治会員から徴収した大金を2年間もの間、通帳に入れていなかったことについて、現金は決算までに全額確認済みとのこと。また、辻褃の合わない**〇〇**円については森山氏より回収したいとのことでした。受けた印象としては**〇〇**氏のその姿勢は純粋なものであり特段の違和感を感じませんでした。

そこで2について**〇〇**氏に確認。

本紙「横領違反容疑」というキーワードはいかにも警察が捜査をしているイメージと受け止められるが警察にも告発されているのか。**〇〇**氏「昨日(24日)、警察が2名家に来たので内容について説明した。その時に警察から告発するかを聞かれたが、告発の考えはないことを伝えた」とのことでした。

黒幕が存在か？

では何故横領という言葉を使ったのか聞いたところ、「新聞社にも私は一度も横領という言葉を使ったことはない。山口新聞に説明をしたら勝手にこの言葉が使われていた」と強く否定されました。

ならば何故新聞社が横領という言葉を使ったのかを訪ねると「それは山口新聞が勝手に書いたこと」との話でした。**〇〇**氏

は「私は横領という言葉はこれまで一度も使ったことがない」とさらに強く念押しをされたので、政治倫理審査会の請求書に横領という言葉は使っていないか尋ねたところ、「使っていない」と断言された。その態度はとても自然でした。

そこで念のため審査請求書の確認を申し出たところ、本日(25日)事務局で控えをもらってきたとのことで躊躇なく開示されました。しかし見てみるとそこには「森山喜久議員」「業務上横領違反容疑」と明確に記載されていました。

黒幕は同僚の市議会議員

本紙「推定無罪のものに対して、警察への告発もなく、捜査もない中で横領違反容疑という表現は、市民に対していかにも捜査が進んでいる容疑者であるかのような表現で問題があると考えます。そしてこれは市民の権利の乱用に当たるのではないかと感じています。森山氏の問題とは別にこれは記事として書かせていただくこととなります」と**〇〇**氏に指摘しました。大変驚いた様子で「この請求書は私は作っていない。今初めて見た。これは私が作ったのではない。黒幕がいるんです」との弁でした。

本紙は「それは一体どういうことか、正

直に話して貰えませんか」と尋ねると、「市議員の矢田松夫議員が『私が作ってやる』ということをお願いした。私は全く見ていません」と。

●さんの弁によれば政治倫理審査会の設置請求は松井さんの発案ではなく、矢田議員から言われたので、それが良い方法だと信じてお願いしたとのこと。

この事実を話された最後に、●氏は矢田さんに相談するとしながらも、「この申請を取り下げたら森山氏から不足分のお金の回収は諦めなければならないですよ」との問いがありましたので、その問題は全く別問題なのであきらめる必要は全くありませんと説明しました。

本紙は「この矢田議員の関わった政治倫理上の問題と森山議員の金銭問題は別のことで、本紙も森山氏を取材しその言い分は記事にします。しかしこの政治倫理審査会では支払い命令や差し押さえなどの結論を出すことはできません。何故ならその権限は議会にはなく司法機関にしかないからです。なの

ろ森山氏は「勿論あります」と即答でした。それは明確に回答できる内容であるかを尋ねたら、自信をもって「回答できます」とのことでした。

次に今回の一連の出来事についてどう考えているか聞いたところ森山氏は「ごたごたする中で自治会の皆さんをお騒がせしていることについては申し訳ない気持ちでいます。しかし横領違反容疑とのいかにも刑事被告人、また容疑者であるかの表現に対しては、この件については大変不本意であり、このままであれば私としては●氏を名誉棄損で告発せざるを得ないと考えており、現在弁護士とも協議しているところですよ」とのこと。

本紙は、小さな地元で揉めて「●派」「森山派」のように自治会を二分するのではなく、森山氏も議員としてその誠意を見せるべきではないかとの提案に対して、応じる姿勢を見せていました。

今回の一連のこと、この二人の対立は市民を巻き込みどちらも大きな傷を負うように感じています。

で第三者を立て冷静に森山氏の話が聞かれる意思が●さんにあり、森山氏に確認しますが彼にもその意思があればいくらかでも立会人になります。ただし森山氏がその気はないというならば戦いましょう」と提案させていただきました。

最後に本紙は●氏に「●さん、森山議員との関係ってちょっとしたボタンの掛け違いじゃないですか、森山議員にも間違いなく悪いところがあったと思っていますが、お二人が少し歩み寄れば解決することでこのように事を荒立てる内容に思えません」と率直な感想を伝えたところ、●氏は黙って苦笑いをされてました。

森山氏を取材

森山氏には、●氏に取材を行ったこと。●さんが疑問に思っていること、不信感を持たれていることを説明し、「直接会って冷静に●さんの疑問に対してしっかりと回答なり説明する意思はあるか」と確認したとこ

本紙としては、両氏が協議の場をもってしっかりと理解されることを求め、見守りながらも、お役に立てるのであれば、この問題解決の一助となるよう取り組む考えでいます。

本当の問題点とは

そして●氏の纯粹性を利用し、誰も手の届かないところで操り、何かあっても傷つくのは●氏だけで自分は無傷という、市民を守るべき議員が市民の後ろに隠れて糸を引く行為によって、●氏は大きな失敗を犯すこととなりました。何よりも政治倫理審査会において支払い命令を決定することなどできないことは明確であるにもかかわらず、●さんの知らないことをいいことにそのアクションを起こさせたことは何と説明するのでしょうか。この矢田議員の件については山陽小野田市議会がどのような対応をされるのか、本紙は注視していかなければならないと考えています。

西善寺住民を含め180筆署名集約する!!

市議会「政治倫理審査会」設置を求めて

3月13日(日)自治会総会(役員会)が一つの契機となった「公会堂建設積立金」疑惑。出席者から『積立金がいくらあるのか?』『通帳に入れているのか?』との意見が続出・紛糾した。森山自治会長からは『自宅にある。今、持ってこられない。総会に持参するとまで、思い至らなかった』と返答があり、通帳の開示はされないまま総会は終了をした。

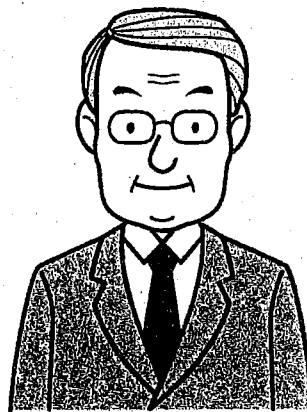
その後、4月17日(日)の役員会でも『見せていけばすべてが解決している。つまりは3月13日である』と。誰しも()円の現金を自宅で保管(森山談)していたとは想像を絶する結果を聞いた。市民の負託を得た市議会議員が「公金」を自宅に保管、私的流用は無い(森山談)と言えども「疑惑」を持たれ、さらに、令和2年度「一般会計決算報告」についても、ずさんな支出・処理がされている不正経理が発覚され、非を認めただのか、令和4年2月~6月にかけて、返金そびれた(森山談)現金が相次いで返済されている。

これらの疑惑を発見したM氏に対して、森山氏から書留郵便による脅迫、7月24日「臨時総会」では①公金不正疑惑と「議員」とは関係ない②いじめをし、自治会長を辞めさせ自治会運営の邪魔をしている③個人攻撃、誹謗中傷、噂話、怪文書配布をしていると、M氏への責任問題など、これらは「本末転倒!!」であり、M氏の言動を追及する前に、何故?「会館積立金が通帳に入金されなかったか。何故、令和2年度会計の不正経理がされたのか」について議論が先だ。もし、M氏が「不正金額」を発覚しなければ永久に「闇」の中に埋もれていたが、これ以上、原因説明がされない議論が続くことは、自治会内の混乱に拍車を招き、不幸な事態も予想されるので、<市議会議員>として=森山喜久氏の不正疑惑について、24日から「政治倫理審査会」へ存否の調査を求めた署名活動に入り180筆集約した。

【市議会議員政治倫理審査会設置条例】

▲第2条3項 議員は、政治倫理に反するような事実があるとの疑惑を持たれたときは、自らその疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう務めなければならない。▲第3条1項 議員は、市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑をもたれる行為をしないこと。▲第5条 ・・・100人以上の者の連署をもって(議員の)違反する行為の存否の調査を請求することができる。

「疑惑」の調査を求め<連署>を高松市長へ手渡す2名の請求代表者(9/22)



■今後は、自治会関係者の出席を求め、説明もしくは意見を聴くことも予定されています。また、署名された皆さんには、随時チラシで審査会の報告をします。 「矢田松夫 記」

山陽小野田の自治会

不適切な会計処理か

「当時会長の市議 業務上横領疑い」 政倫審設置請求

山陽小野田市議が厚狭地区の西善寺自治会長を務めていた当時、管理していた一般会計や特別会計に不適切な会計処理があり業務上横領が疑われるとして、自治会員らが政治倫理審査会の設置を求める請求書を市議会議長に提出したことが22日、関係者への取材で分かった。この市議は山口新聞の取材に対し「横領や私的流用の事実は一切ない」と否定している。

ことを疑問視する声が上が
り、市への補助金申請を取
り下げることを決めた。
自治会員らが22日、政治
倫理条例に基づき請求書と
有権者約180人分の署名
を市議会議長宛てに提出

し、議会での調査を求めた。
議長が必要と認めれば14日
以内に政治倫理審査会が設
置される。

森山氏は取材に「会計の
管理や処理に甘さがあり、
自治会に迷惑をかけたこと
は申し訳ない」とする一方、
「積立金は自宅で保管して
いた。一般会計は必要と思
って出金したが一部で結果
使われなかったり、支払い
を忘れたりしたものがあっ
た。後に支払いや返金など
の対応を済ませている」と
釈明した。

ただ、自治会員の一人は
未返済分があると主張し
「市議だからと信頼して会
計を一任したのが間違いだ
った。説明責任を果たし、
お金を戻してほしい」と話
した。(中村亮太)

請求対象者は森山喜久氏
(創政会)。請求書や関係
者によると、森山氏が自治
会長だった2020年度の
一般会計で不透明な支出が
あり、複数の名目で通帳か
ら出金された現金が実際に
は使われなかったり、決算
書の支出に記載がなかった
りするほか、決算書と領収
書で金額が違つものがある
という。決算書に記載され
た翌年度の繰越金と実際の
通帳残高も異なるなどし、
請求書では虚偽記載を指摘
している。

また、老朽化する公会堂
を建て替えるための特別
会計では、会員から徴収し
た積立基金(約100万円)以
上に通帳作成から約2年
間入金されていなかった。
その間の決算書には積立金
額が記載されていたとい
う。

今年3月の自治会総会で
積立金が記帳されていない

様式第1号

令和4年8月22日

山陽小野田市議会議長 様

請求者代表

住所 山陽小野田市 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

調査請求書

山陽小野田市議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づき、調査請求署名簿を添えて、次のとおり調査を請求します。

調査請求の対象となる議員の氏名	森山喜久議員
調査請求の対象となる事由の該当事項	山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第1号
調査請求の対象となる事由の内容	1、業務上横領違反容疑 ①公会堂建設積立金664万円を、発覚するまで通帳に入金していない ②令和2年度一般会計虚偽記載 ③令和2年度一般会計通帳残高疑惑
調査請求の対象となる事由を証する資料の名称 (資料は別添のとうり)	1、西善寺自治会公会堂建設積立金JA通帳 2、令和2年度西善寺自治会決算報告書 3、令和2年度西善寺自治会出入金通帳 4、森山議員弁解チラシ

※山陽小野田市議会議長が、山陽小野田市選挙管理委員会に対し、私が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めることについて、同意します。

選挙人名簿登録者であることの確認欄

(注) 請求代表者は、自署し、押印すること

政倫審請求の取り下げをめぐる一連の事態について

政倫審
取下げ事件

8月22日に西善寺自治会の自治会長が、180名の署名を添えて森山喜久議員に対する政治倫理審査会設置請求(以下「設置請求」という)を高松議長へ提出した。

しかしその後、8月25日に政経フォーラム21を名乗る樋口晋也氏が自治会長宅を突然訪問し、設置請求の内容を「森山喜久議員が自治会長時代の使途不明金に関する問題」に矮小化した上、この使途不明金に関して森山喜久議員との仲介を行うことを条件に設置請求の取り下げを自治会長に示唆し迫った。翌26日自治会長は設置請求を取り下げるに至った。

1、政経フォーラム21の樋口晋也氏の自治会長宅訪問の意図は明白である。一つには設置請求の取り下げを自治会長自らに行わせること。もう一つは樋口晋也氏が、自治会の使途不明金に関して森山喜久議員と自治会長との仲介役として「当事者」となるためである。

自治会内のトラブルに端を発した今回の設置請求に関して、何の関係もない樋口晋也氏がなぜ仲介役として乗り出してきたのか。ことは明白である。「森山喜久議員を守り、特定の議員を攻撃する」ためである。

2、森山喜久議員が自治会長時代に自治会内の各戸から集められた自治会公会堂建設費を、森山喜久議員は「自家用に現金のまま保管していた」との説明に終始したが、自治会の公金に対する会計処理に疑惑と不信が高まり、私的流用の疑いが持たれた。背景には森山喜久議員のギャンブル問題があり、労組内の積立金の無断借用や借金の返済に追われ、現在は夜間の警備会社へのバイトを行っているほどに窮している。

しかし森山喜久議員は「私的流用があった証拠を出せ」等と逆に開き直り、明確に謝罪しない傲慢な態度が今回の設置請求となったのが経緯である。

3、設置請求は市民の権利であり、議長に提出後に第三者が提出者宅に押しかけ、「執拗に、理論的に、設置請求内容を矮小化」した上、特定の議員の責任を問題にして「攻撃ビラ」まで手際良く印刷・配布を始めている。このような一連の動きは、市民の基本的な権利を侵害する重大な事犯であり到底看過するわけにはいかない。

樋口晋也氏はこれまでも長谷川知司議員や山田伸幸議員に対しても既に同じような行為を行っており、議会制民主主義への重大な挑発行為といえる。

4、政経フォーラム21の樋口晋也氏は高松議長とじっこんの間柄であることは衆目の一致するところである。樋口晋也氏の今回の一連の行為に関して高松議長の「理解と了解」があったのかどうか問われている。

特に今回、樋口晋也氏の一連の行動に関して高松議長や会派創政会のメンバーの関与が疑われるのは、樋口晋也氏が自治会長宅で横領「容疑」という設置請求書に書かれていた文言を口にしたからである。新聞報道でも掲載されていない文言であり、議会事務局に提出後、市民には未開示の設置請求書を樋口晋也氏に渡した者がいたことは明白である。

いずれにしても議長に提出された設置請求という市民の権利がこのような形で侵害され、それに議員の関与が疑われ事態は、まさに市民の権利が地に落ち、議会が無法地帯となってしまうことになる。

5、今回の事例では、高松議長が特定の会派に所属していることが今回の設置請求取り下げの一連の事態において疑惑を招く一因ともなっている。高松議長が所属する会派の一員である、森山喜久議員を守る立場に自分を置いているからである。議長職にある者がこのような特定の会派の便宜と利益のみを追求するようでは公平・公正な議長職は務まらない。

高松議長の関与はなかつたのか？

